

## 愛媛県環境影響評価審査会の会議結果

1 会議の名称	愛媛県環境影響評価審査会
2 開催日時	令和7年12月18日（木）9：30～11：15
3 開催場所	愛媛県水産会館 6階大会議室
4 出席者	委員8名、事務局6名、関係課2名 事業者 株式会社G F 6名

### 5 審議事項（議題）

- （仮称）上横山出ウインドファーム事業環境影響評価方法書（株式会社G F）

### 6 報告事項

- 愛媛県環境影響評価条例の一部改正（案）について

### 7 審議内容（全部公開：傍聴者2名）

＜結論＞

- 「（仮称）上横山出ウインドファーム事業環境影響評価方法書」について、次回までに取りまとめられる住民意見及び関係町長意見とそれらに対する事業者見解等を踏まえて、次回（第2回目）審査会で検討を行い、審査会としての意見を取りまとめることとなった。

＜委員からの主な意見等＞

（仮称）上横山出ウインドファーム事業環境影響評価方法書

【有光委員】

資料No.14,15の事業者の回答について、No.14の回答で残留騒音に関しては近隣の他事業者の影響を考慮しないとしながら、No.15では他事業の影響を考慮した累積的影響評価を実施するとしており、矛盾するように思うが、どのようなお考えか。

【G F】

騒音に関しては、指針等において、単独事業としての評価を実施し、他事業の騒音の影響は除外することとされており、今回は上横山出ウインドファーム事業に係る寄与のみを評価の上、図書でお示ししている。累積的影響評価については、他事業者の影響も踏まえた予測を実施し、お示しすることとしている。

【有光委員】

資料No.14の測定された生データは公表されるのか。

【G F】

本事業によるものではない特定可能な騒音を除外した残留騒音をお示しすることとしている。その残留騒音に対して、本事業による寄与分を予測して足し合わせて評価した結果を図書にお示しすることとしている。

【有光委員】

他事業者の騒音を含めた騒音の評価は、公表されないので。

【G F】

累積的な影響を踏まえた予測評価として準備書で記載する。

【柿原委員】

累積的影響評価について、事業に携わっている東側の風力事業のデータを把握されていると思うが、他の事業者でデータを把握されていないものについても累積的影響評価に反映することはできるのか。また、事業者間での意見交換の場のようなものはあるか。

【G F】

累積的影響評価については、他事業者の発電設備の諸元（高さやパワー、設置場所）の情報が必要であり、他事業者の準備書以降の諸元により実施することとしている。

他事業者の諸元は事業者間で情報をやり取りすることになっている状況であるが、東側の発電所の事業に携わっているため、諸元の入手は可能である。西側の南愛媛第2風力発電（電源開発㈱）の諸元は確認できておらず、まだ同社と協議の場を持っているわけではないが、コミュニケーションをとっているため、必要な諸元情報の提供について、今後調整を進めていく予定である。

【高橋会長】

関係事業者から正確な情報を収集し、適切な評価を行うこと。また、評価結果についても、丁寧に地元の方へ説明すること。

【佐藤委員】

今お話しのあった騒音関係について、累積的評価が図書で記載されている箇所はどこか。また、評価方法が記載されている箇所はどこか。

【G F】

今回的方法書にはこれから行う現地調査の方法を記載しているため、今後準備書において、予測や評価について記載することになっているが、累積的影響についての記載事項は191ページに記載している。

また、施設稼働に関する騒音の調査方法については200ページから、調査地点の設定根拠や調査地点の地図については206～208ページに記載している。

【国末委員】

横川正木ウインドファーム事業については、現在は設置が完了し、運用している認識であっているか。

【G F】

8基28,800kWの風力発電所であるが、建設が完了し、現在試運転調整中の状況であり、来年の3月から運転開始する予定である。

【国末委員】

承知した。その状況での質問になるが、私としては、風車の数は11基から減らし、1基1基の発電効率がいいものを設置するべきと考えている。11基の選定方法が今回の説明では理解できていない。

本事業で年間1億1,000万kWh発電し、一般家庭の約30,000世帯分の電力を創出する旨の記載があるが、まずは先行している横川正木ウインドファーム事業で当初予定していた発電出力が得られているのかを確認することが重要だと考えるがどうか。

【G F】

横川正木ウインドファーム事業については、運転開始後、改めて確認すべき事項と認識しているが、これまでの風況の予測状況から推測すると当初の予定以上の電力を得られる見込みで考えている。

そのうえで本事業において、11基を計画している。当社としては、当社の理念である再生可能エネルギーの普及や利用地域への貢献を進めていくためにも、多く風車を設置したいと考えており、また、国の政策の流れとも整合性が取れていると認識している。

一方で、様々な制約や動植物との関わり、騒音問題等もあるため、これらを踏まえて検討すべきと考えている。

**【国末委員】**

正直なところ、近隣に風力発電が多く設置されている状況を踏まえて、便乗して設置しても大丈夫だろうという印象を受けるので、今回の事業計画で、風車11基を新設することが適切であるという根拠となるデータを示していただきたい。

**【G F】**

当社としては、全国的においても四国においても、風力発電に関わらず圧倒的に再生可能エネルギーが圧倒的に不足している認識である。

四国の電源構成は4割以上が火力発電であり、この火力発電の将来的な代替手段の一つとして、国の政策としても再生可能エネルギー発電が求められているという認識であり、当社としては、地元にもご理解もいただきながら、風力発電所を今後も設置していく必要があると考えている。

**【国末委員】**

カーボンゼロを目指すことを否定しているわけではなくて、火力発電を何%減らすことができるから、後何%減らすとそういった水準を達成できるとか、何kWの発電出力の風車が何基必要といった根拠に基づく説明が必要ではないかと考えている。データの蓄積もホームページでされるということなので、そういった説明ができるることを期待している。

**【G F】**

承知した。今後検討していきたい。

**【高橋会長】**

地域住民にとっては、どの事業者が設置しているといったことは関係なく、その地域に設置されている風力発電全体でどうかということを考える必要がある。また、南予地域では高知県を含めて地域全体で世界農業遺産に名乗りをあげようということで準備を進めている。そういうことの妨げとなることのないように、地域の方の納得がいくような説明を十分に実施してほしい。

**【村上委員】**

No.38について、「国・県指定の文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないため、特段問題ない」との記載があるが、実際には「問題がある」。山の稜線に歴史が残っていることがここ10年で言われるようになってきて、その発信源は愛媛県という現状がある。要約書の6ページの地図の上の方に、松野町と宇和島市の境にある三本杭というところの稜線は、大体標高1200mぐらいであるが、この稜線には、およそ8000年前くらいの土器、石器や1500年前の古墳時代の土器などが落ちている、これは10年前から認識されたことなので、行政は周知の遺跡として認めるための調査が十分にできていない。こういう点からいうと、今回事業場所となっている稜線はそういった遺跡が発見される可能性が高いと思われる。また、愛南町では最近国史跡となった平城貝塚が御荘湾の奥の方にある。この稜線が内陸の山道を通過してきた人たちが海側に下りてくるルートとなる可能性は極めて高

いので、この地域の調査は慎重に行う必要がある。

新たに遺跡を発見した場合には、宇和島市や愛南町と協議しなければならないが、遺跡は地表から5センチ掘ったら遺物が出てくるので、事前に地元自治体と十分協議して確かめて、事業を進める必要ある。工事が終了後、周辺で遺跡が発見された場合、遺跡があつたのに隠ぺいしたのではないかと指摘される場合もあるので、そのあたりは十分にご留意いただきたい。

また、佐田岬半島の風車関係でも指摘したが、これまでその結果の報告がなされていないので、そのあたりに関しては、せめて我々には周知していただきたい。

【G F】

楓川正木ウインドファーム事業でも、篠山という山があり、縄文時代の石器があるということで、工事前に地元教育委員会と相談し、事前に調査いただいた上で事業を実施したという経緯がある。今回の事業はより近い場所となっているため、本事業でも地元の宇和島市、愛南町と相談しながら慎重に計画を進めていきたい。

【村上委員】

宇和島市教育委員会か愛南町教育委員会か。

【G F】

今回の計画地の東側で計画を進めてきた楓川正木ウインドファーム事業は、行政境界となっており、宇和島市の教育委員会で石器片を見つけられたということがあった。その後、愛南町側では石積みのようなものが見つかった。このため、双方の教育委員会に確認いただいたうえで、埋蔵文化財包蔵地には当たらないがきちんと記録しておくべきとのことで試掘をしていただいた。

【村上委員】

試掘で遺物が発見されたのであれば、その遺物は文化財保護法により警察に発見届がなされ、そうすると周知の遺跡に挟まれるような地域となれば当然調査が必要となってくる。ぜひ、地元教育委員会と十分に相談の上、試掘調査などを行っていただきたい。愛南町では、平城貝塚が国の史跡となって、これを今後どう活かすか検討している。できる限り歴史的な資源や文化財を将来に伝えるため、看板を立てるなど適切に対応いただきたい。

【G F】

承知した。各自治体の教育委員会と現地での調査も含め相談の上、対応をさせていただきたい。

【日鷹委員】

動植物・生態系に関することでの質問ですが、93ページの植生図を見ると、設置場所周辺は細長く残されたシイやカシの二次林となっており、また、96ページの植生自然度の図を見ると、多くが二次林に分類されている。このように、せっかく二次林として残っていて連続性のある生態系が断片化されてしまうと動植物が使いにくくなってしまう。例えば、地域の言い伝えがあってこうした自然が残っているといったこともあると思うが、地域住民とのコンセンサスをどの程度取られているか懸念している。

【G F】

連続性がある生態系で、貴重な地域であることを改めて認識させていただいた。当社としては、その認識の元、改変面積を可能な限り極小化していく努力を行うとともに、風力

発電機の最適化により本数自体を減らす努力をしたいと考えている。この地域は非常に風が強く、尾根上は植林等がない尾根で低木しかないような自然林に近い場所だと認識している。また、遺跡などが残されている貴重な場所だと考えており、文化財保護の観点からも重要な場所だと認識している。このため、当社としてはできる限り自然に配慮した計画としたいと考えている。

【日鷹委員】

低木や草原は自然度が高いのは、そういう自然が絶滅危惧種にとって重要となっている。例えば、猛禽類が餌を取る場所は様々だが、ハイタカやオオタカは低木域のネズミなどを狩り場としている。事業場所は、こうした自然や遺跡があるなど多様性が高い場所となっているので、人や生き物にとって重要な場所で事業をするという認識をもって慎重に進めさせていただきたい。

【下元委員】

眺望点に関する記載箇所はどこか。

他事業を踏まえての眺望点からの景観に関する資料は今後図書に反映されるのか。

【G F】

眺望点については、259 ページで図に示している。多くの住民が眺望点として利用する地点について、ヒアリング等を実施して、設定した 11 の調査地点を示している。景観に関する累積的な影響の基準については、垂直視野角 1° というのが基準となっており、この範囲に他の事業の風車が入ってくると他事業者を合算して評価することとなるので、準備書以降、他事業者を含めたモンタージュをお示しすることとなる。

【高橋会長】

地質・気象関係で、ここ十数年は設置場所を直撃するような台風が来ていないが、台風の通り道となっているため、外国製の風車を選定されているので、外国製の風車はそれほど強風が吹くところで立てていないのでご留意いただきたい。また、地震が多い地域でもあり、南海トラフ地震による揺れも想定されている。外国製はせん断破壊にも弱くなっているので、仕様書等で十分検討いただきたい。

篠山は南北に地質が分かれる山地になっており、花崗岩が盛り上がってできたものであり、その南側半分が高知県と愛媛県の県境に位置している。また、熱変成岩になっており、高いところは花崗岩となっており、篠山の南北を通った風の通り道になっている。また、北側は関門海峡から、2月、3月の初め頃に湿った雪が降ることがある。そういう地形・地質・気象条件であるということを念頭に置きつつ、地元の理解を得ながら、風車選定や設置場所等検討いただきたい。

【高橋会長】

本案件については、

- 事業実施区域周辺には他にも風力発電事業があることから、騒音については、当該事業単独による評価だけでなく、周辺の他事業も含めた累積的影響を評価すること。
- 当該事業は山の稜線上で実施する計画であるが、稜線にこそ文化財が存在する可能性があるため、事業実施には細心の注意を払い、遺跡等を発見した場合には適切に対応すること。
- 動植物について、渡り鳥の動向や動植物の餌の捕食地点といった食物連鎖等の観点を踏

まえ適切に計画すること。

次回の審査会では、住民意見や関係自治体である宇和島市、愛南町からの意見に対する事業者見解等を踏まえて、さらに検討を行って、本審査会としての意見をまとめたい。